

**【資料 2】**

**愛荘町空家等対策協議会  
の運営について**

# ①愛荘町空家等対策協議会条例（平成29年3月8日 制定）

## 第1条～第3条抜粋

### （設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項および地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、愛荘町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、**法第7条第1項に規定する協議（※1）**を行う。

### （組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、**法第7条第2項に規定する者（※2）**のうちから、町長が委嘱する。

（※1）市町村は、空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

（※2）市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

## ②愛荘町空家等対策協議会の主な役割

### 【所掌事務】

- (ア) 空家等対策計画の作成および変更に関すること
- (イ) 空家等の利活用の促進に関すること
- (ウ) 特定空家等の認定および措置に関すること
- (エ) その他協議会において必要と認められる事項

### 今年度のスケジュール（案）

7月8日	<b>【当該年度の事業内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 会長・副会長の選出</li><li>▶ 空き家を取り巻く現状について</li><li>▶ 令和2年度 空家等対策事業について</li></ul>
9月下旬	<b>【特定空家等の判断基準（案）、補助金制度（案）】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 特定空家等の認定に係る判断基準（案）について</li><li>▶ 空家等の改修事業に係る補助金制度（案）について</li><li>▶ 令和2年度 空家等対策事業の進捗状況</li></ul>
3月中旬	<b>【当該年度の事業実績見込】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 特定空家等の認定に係る判断基準の策定</li><li>▶ 令和2年度 空家等対策事業の実績見込</li><li>▶ 次年度の協議事項等について</li></ul>

※令和3年度以降は、案件に応じて開催予定